

安城市認知症対応型共同生活介護事業者審査基準

安城市認知症対応型共同生活介護事業者の審査基準をまとめましたので、応募申請書・添付書類作成及びヒアリング時のプレゼンテーションの参考にしてください。

なお、書面審査及び面接審査における採点は「審査基準項目」に基づき総合的に行います。「審査における視点」に具体例を示していますが、必ずしもこちらに記載した項目のみで採点するとは限りません。

	審査基準項目	審査における視点	配点
1	運営理念・基本方針・介護方針 (設置者が事業の運営をどのように考え、どのような介護をしようとしているか。)	事業運営に関する目的及び運営方針(自己評価外部評価及び情報公表を含む)は適切か	10
		事業を運営するに足り実績経験を有しているか	
		利用者個人の尊厳を保持し、意思及び人格を尊重した福祉サービスの提供を意識しているか(個人情報取扱い、従業員の守秘義務を含む)	
		認知症高齢者への具体的な介護方針は適切であるか	
2	地域等との連携・協調 (利用者が住み慣れた地域での生活を継続するため、その地域とどのように連携していく予定か)	地域密着型サービスの意義を十分理解し、利用者家族間や地域住民との交流(ボランティア活動等)に取り組んでいるか	10
		運営推進会議(利用者やその家族、地域包括支援センター、地域住民の代表者等により構成される会議)の開催について工夫があるか	
3	財務基盤・組織運営・資金計画 (施設建設を含め、明確な事業運営の方針や、安定した経営基盤を持っているか)	既存法人の場合、経営状況は良好であるか	20
		長期的な経営能力を有しているか(資金力・収益力は十分か、資産に対する借入金等の割合は適切か)	
		事業計画及び収支計画は、適切な計画となっているか(収益を上げ、借入金を無理なく返済できるか)	
4	事業運営 (医療機関との連携・防災及び感染症対策・苦情解決・事故防止体制・環境への配慮、利用者負担等は適切か)	医療機関との協力体制に関する考え方	20
		事故防止のための体制づくり、対策は考えられているか	
		緊急時の対応力(責任者への連絡系統等、危機管理体制は整っているか)	
		苦情解決のための体制は整っているか	
		災害発生に備え、備蓄や避難経路等の対策は十分であるか 災害発生時における業務継続計画の策定に取り組んでいるか	
		感染症予防や衛生管理に関して対策は十分であるか 感染症発生時における業務継続計画の策定に取り組んでいるか	
		環境への配慮があるか(施設建設時及び運営時)	
		利用料等の算出根拠は明確であり、妥当な金額設定であるか 併設事業所がある場合は、市民からのニーズのあるサービスであり、適切な運営が見込まれるか。	
5	従事職員体制(職員の配置・確保及び採用の方針・資質向上策等) (利用者に対して質の高いサービスを提供するため、どのようなノウハウを持っているか)	介護人材確保ための方策、採用の方針をどのように考えているか	20
		I C T機器、介護ロボット等の活用による生産性向上への取り組み状況	
		労働環境改善のための取り組み(ハラスメント防止対策を立てているか、特定の職員に負担がかからないよう、業務量及び業務内容への配慮があるか)	
		職員の育成資質向上に取り組んでいるか(研修制度等)	
6	施設整備面(立地状況等) (地域住民との交流はしやすいか、事業を長期にわたり運営できる契約となっているか)	周辺の介護施設等の設置状況を鑑みて、グループホームの設置が望ましいと見込まれる地区であるか	10
		医療機関、公共交通機関等の主要な施設へのアクセスが容易な立地であるか	
		災害リスクが低いまたは避難しやすい立地で、利用者の安全を確保しやすい立地であるか	
		土地及び建物の取得又は賃貸借が確実に見込まれるか(借地の場合は事業運営に必要な期間の賃貸借が確実に見込まれるか)	
7	施設整備面(建物構造・配置・事業スケジュール等) (利用者にとってなじみやすく安心できる居場所となるように、建物を建築する上で配慮している点はあるか)	利用者にとって快適で、利用しやすい施設構造になっているか(利用者の居室、浴室、トイレ、居間、食堂及び付随する設備の利便性等)	10
		職員等の動線を配慮した施設構造になっているか(配膳経路、汚染物の処理経路等)	
		災害・感染症発生時に対策の取りやすい施設構造になっているか	
		事前準備から着工、竣工、開設までのスケジュールは適切か	
		合計点数	100